



発行 東京都

目次

40

規則

- 政治倫理の確立のための東京都知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（知事本局総務部秘書課）…一
 - 東京都いじめ問題調査委員会規則……………（生活文化局私学部私学行政課）…六
 - 東京都営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）…六
 - 東京都福祉住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…七
 - 火災予防条例施行規則の一部を改正する規則……………（東京消防庁企画調整部企画課）…七
- 規 則（教）
- 東京都いじめ問題対策連絡協議会規則……………九
 - 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則……………一〇

規則

政治倫理の確立のための東京都知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年七月二日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百二号

政治倫理の確立のための東京都知事の資産等の公開に関する条例施行規則

の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための東京都知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成六年東京都規則第二百十八号）の一部を次のように改正する。
別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

資産等補充報告書

印

1 土地

(増加分)

| 所 在 | 積 面 m ² | 固定資産税の 課税標準額 円 | 摘 要 |
|-----|-----------------------|----------------------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(減少分)

| 所 在 | 積 面 m ² | 固定資産税の 課税標準額 円 | 摘 要 |
|-----|-----------------------|----------------------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。
 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
 4 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

(増加分)

| 権利の目的となっている土地の所在 | 積 面 m ² | 摘 要 |
|------------------|-----------------------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(減少分)

| 権利の目的となっている土地の所在 | 積 面 m ² | 摘 要 |
|------------------|-----------------------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

3 建物
(増加分)

| 所 在 | 床 面 積 m ² | 固定資産税の 課税標準額 円 | 摘 要 |
|-----|-------------------------|----------------------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(減少分)

| 所 在 | 床 面 積 m ² | 固定資産税の 課税標準額 円 | 摘 要 |
|-----|-------------------------|----------------------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。
 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。
 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金
(1) 預金

| | | |
|---------|---|-----|
| 預金の増加総額 | 円 | 摘 要 |
|---------|---|-----|

| | | |
|---------|---|-----|
| 預金の減少総額 | 円 | 摘 要 |
|---------|---|-----|

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

(2) 貯金

| | | |
|---------|---|-----|
| 貯金の増加総額 | 円 | 摘 要 |
|---------|---|-----|

| | | |
|---------|---|-----|
| 貯金の減少総額 | 円 | 摘 要 |
|---------|---|-----|

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券
（増加分）

| 種 類 | 額 面 金 額 の 総 額 | 摘 要 |
|-----|---------------|-----|
| | 円 | |
| | | |
| | | |

（減少分）

| 種 類 | 額 面 金 額 の 総 額 | 摘 要 |
|-----|---------------|-----|
| | 円 | |
| | | |
| | | |

（注） 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

（増加分）

| 種 類 | 銘 柄 | 株 数 | 摘 要 |
|-----|-----|-----|-----|
| 株 券 | | 株 | |
| | | | |
| | | | |

（減少分）

| 種 類 | 銘 柄 | 株 数 | 摘 要 |
|-----|-----|-----|-----|
| 株 券 | | 株 | |
| | | | |
| | | | |

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が100万円を超えるものに限る。）
（1）自動車
（増加分）

| 種 類 | 数 量 | 摘 要 |
|-----|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |

（減少分）

| 種 類 | 数 量 | 摘 要 |
|-----|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |

（注） 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

（2）船舶
（増加分）

| 種 類 | 数 量 | 摘 要 |
|-----|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |

（減少分）

| 種 類 | 数 量 | 摘 要 |
|-----|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |

（注） 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

（3）航空機
（増加分）

| 種 類 | 数 量 | 摘 要 |
|-----|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |

（減少分）

| 種 類 | 数 量 | 摘 要 |
|-----|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |

（注） 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

(4) 美術工芸品
(増加分)

| 種 類 | 数 量 | 摘 要 |
|-----|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(減少分)

| 種 類 | 数 量 | 摘 要 |
|-----|-----|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 エルプ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)
(増加分)

| エルプ場の名称 | 摘 要 | エルプ場の名称 | 摘 要 |
|---------|-----|---------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(減少分)

8 貸付金(生計を唯一にする親族に対するものを除く。)

| | | |
|----------|---|-----|
| 貸付金の増加総額 | 円 | 摘 要 |
|----------|---|-----|

| | | |
|----------|---|-----|
| 貸付金の減少総額 | 円 | 摘 要 |
|----------|---|-----|

9 借入金(生計を唯一にする親族からのものを除く。)

| | | |
|----------|---|-----|
| 借入金の増加総額 | 円 | 摘 要 |
|----------|---|-----|

| | | |
|----------|---|-----|
| 借入金の減少総額 | 円 | 摘 要 |
|----------|---|-----|

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都いじめ問題調査委員会規則を公布する。

平成二十六年七月二日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百三三号

東京都いじめ問題調査委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例（平成二十六年東京都条例第百三三号）第十二条第七項の規定に基づき、東京都いじめ問題調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第二条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第三条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第四条 委員会は、必要に応じて、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員三人以上をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長がこれを指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査の経過及び結果を委員会に報告する。

5 前条第一項及び第二項の規定は、部会に準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、同条第一項中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

6 部会の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

7 委員は、前項の規定により公開しないこととされた部会の会議において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門調査員)

第五条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、委員会に専門調査員を置くことができる。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、生活文化局において処理する。ただし、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第三十条第二項に規定する調査に係る委員会の庶務は、青少年・治安対策本部において処理する。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、平成二十六年八月一日から施行する。

東京都営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年七月二日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百四号

東京都営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都営住宅条例施行規則（平成十年東京都規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援

に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別記第五号様式(表)備考4中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都営住宅条例施行規則別記第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都福祉住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年七月二日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五百号

東京都福祉住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都福祉住宅条例施行規則(昭和三十五年東京都規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年七月二日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六百号

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

火災予防条例施行規則(昭和三十七年東京都規則第百号)の一部を次のように改正する。

第十一条の四の七を第十一条の四の十一とし、第十一条の四の六の次に次の四条を加える。

(指定通知書の様式)

第十一条の四の七 条例第五十五条の三の八第三項の規定による通知は、別記第二号様式の五の二の通知書によりしなければならない。

(指定催しの公表)

第十一条の四の八 条例第五十五条の三の八第三項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 東京消防庁ホームページへの掲載

二 東京消防庁本部並びに指定催し(条例第五十五条の三の九第一項に規定する指定催しをいう。以下同じ。)が開催される区域を所轄する消防署並びに当該消防署に置かれた消防分署及び消防出張所での閲覧

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

一 指定催しの名称

二 指定催しの開催場所

三 指定催しの開催期間

四 その他消防署長(二以上の消防署の管轄区域にわたる指定催しにあつては、消防総監)が必要と認める事項

(火災予防上必要な業務に関する計画提出書の様式)

第十一条の四の九 条例第五十五条の三の九第二項又は第五十五条の三の十第一項の規定による火災予防上必要な業務に関する計画の提出は、別記第二号様式の五の三の提出書によりしなければならない。

(指定催し以外の特定大規模催しの公表)

第十一条の四の十 条例第五十五条の三の十第三項の規定による公表については、第十一条の四の八の規定を準用する。

第十六条の見出しを「(消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書の様式等)」に改め、同条中「第六十条」を「第六十条本文」に改め、「火災とまぎらわしい煙または火災を発するおそれのある行為等の」を削り、「、第三号及び第四号」を「及び第三号から第五号まで」に改める。

第二十五条の二中「第十一条の四の七の」を「第十一条の四の十一の」に、「第十一条の四の七第一項」を「第十一条の四の十一第一項」に改める。

別記第二号様式の五の次に次の二様式を加える。

第2号様式の5の2(第11条の4の7関係)

特定大規模催しに係る指定通知書

第 年 月 日

宛

東京消防庁
消防總監 (消防署長)



火災予防条例第55条の3の8第1項の規定に基づき下記のとおり特定大規模催しに係る指定をしたので、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

| | |
|---------|--|
| 催しの名称 | |
| 催しの開催場所 | |
| 催しの開催期間 | |
| 指定の理由 | |
| 備考 | |

※教示
1 この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事(消防總監)に対して審査請求をすることができます。
2 この処分については、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都(代表 東京都知事)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格A列4番)

第2号様式の5の3 (第11条の4の9関係)

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年 月 日

東京消防庁
消防総監 (消防署長) 殿

届出者
住所
電話 () ()

氏名
防火担当者
住所
氏名
電話 () ()

火災予防条例 第55条の3の9第2項の規定に基づき別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画を提出します。

催しの名称

催しの場所

開催期間
自 年 月 日 開始 時 分
至 年 月 日 開催時間 終了 時 分

一日当たりの
人出予想人員
露店等の数

使用火気等
こんろ等の火を使用する器具 ガソリン等の危険物
その他 ()

その他必要事項

※ 受付欄

※ 経過欄

備考
1 届出者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。
2 印のある欄には、該当の印にしを付けること。
3 ※欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

別記第二十号様式の六中「第11条の4の7」や「第11条の4の11」に定める。
別記第二十号様式中「消防活動上支障のある行為等」や「消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為」に

- 1 揚煙行為等 (火災予防条例第60条第1号)
- 2 水道断減水 (同条第3号)
- 3 道路工事 (同条第4号)
- 4 露店の開設 (同条第4号)

- 1 揚塵行為等 (火災予防条例第60条第1号)
- 2 水道断減水 (同条第3号)
- 3 道路工事 (同条第4号)
- 4 露店等の開設 (同条第4号又は第5号)

改め、同様式備考2中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十六年八月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の火災予防条例施行規則別記第二十号様式の六及び第十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規 則 (教)

東京都いじめ問題対策連絡協議会規則を公布する。

平成二十六年七月二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十七号

東京都いじめ問題対策連絡協議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例(平成二十六年東京都条例第百三十三号。次条において「条例」という。)第十条第三項の規定に基づき、東京都いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第二条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

一 都、区市町村（特別区及び市町村をいう。）又は学校（条例第二条第三項に規定する学校をいう。）におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（この条において「いじめの防止等」という。）のための対策の推進に関する事項

二 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項

三 その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

（組織）

第三条 協議会は、学校、東京都教育委員会、東京都児童相談センター、東京法務局、警視庁その他の関係者により構成される委員三十人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、東京都教育委員会教育長（第八条において「教育長」という。）が任命又は委嘱する。

（委員の任期）

第四条 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長）

第五条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議及び議事）

第六条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第七条 協議会の庶務は、東京都教育庁において処理する。

（委任）

第八条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定

める。

附則

この規則は、平成二十六年八月一日から施行する。

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則を公布する。

平成二十六年七月二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十八号

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例（平成二十六年東京都条例第百三十一号）第十一条第七項の規定に基づき、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第二条 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、東京都及び区市町村（特別区及び市町村をいう。）の教育委員会（次項において「教育委員会」という。）並びに都立学校（東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）第一条に規定する都立学校をいう。）及び区市町村立学校（次項において「公立学校」という。）のいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（次項において「いじめの防止等」という。）のための対策の推進について調査審議し、答申する。

2 対策委員会は、教育委員会及び公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。

3 対策委員会は、都立学校においていじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二十八条第一項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。

（組織）

第三条 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知

識を有する者等で構成される委員十人以内をもって組織する。

2 対策委員会の委員は、東京都教育委員会が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第五条 対策委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第六条 対策委員会は、委員長が招集する。

2 対策委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 対策委員会が第二条第三項に規定する調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

(意見等聴取)

第七条 対策委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

(専門調査員)

第八条 専門事項を調査させるため必要があるときは、対策委員会に専門調査員を置くことができる。

(調査部会)

第九条 第二条第三項に規定する調査を行うに当たり必要があるときは、対策委員会に調査部会を置くことができる。

2 調査部会は、前項の調査に係る事案に利害関係を有する委員以外の委員及び専門調査員から、委員長が指名する三人以上をもって組織する。

3 調査部会に部会長を置き、委員のうちから、委員長がこれを指名する。

4 部会長は、調査部会の事務を掌理し、調査部会における調査の経過及び結果を対策委員会に報告する。

5 第六条第一項、第二項及び第四項の規定は、調査部会に準用する。この場合において、同条中「対策委員会」とあるのは「調査部会」と、同条第一項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第二項及び第四項中「委員」とあるのは「委員及び専門調査員」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第十条 委員及び専門調査員は、第六条第四項及び第九条第五項の規定により公開しないこととされた対策委員会及び調査部会の会議において職務上知り得た秘密を漏らしはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第十一条 対策委員会の庶務は、東京都教育庁において処理する。

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会教育長が定める。

附則

この規則は、平成二十六年八月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002